

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

平成25年4月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(電話相談センター)へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー(よくある税の質問)もご利用ください。

【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】



この社会あなたの税がいきている

千葉労働局からのお知らせ
労働保険料の申告・納付は、
お早めに
(期間は6/1~7/10まで)

【事業主の皆さまへ】

年度更新の手続きは、平成25年度の概算保険料を精算する「確定申告」と平成26年度の見込み保険料(概算保険料)を申告するものです。

申告・納付は、各労働基準監督署、最寄りの金融機関を通じてお早めに手続きして下さい。

なお、保険料の申告には電子申請を、納付に口座振替をご利用頂くと便利です。

◎詳しくは、千葉労働局労働保険徴収課までお問い合わせ下さい。

(☎043・221・4317)

平成26年7月1日から
男女雇用機会均等法の規則・
指針の一部が変わります!!

①均等法で禁止する間接差別の範囲が拡大します

現在、均等法で禁止されている間接差別3項目のうち1項目の内容が変わります。

○(合理的な理由なく)すべての労働者の募集・採用、昇進または

職種の変更に応じることができると「要件とすること」。

※ が改正部分です。

※間接差別：性別以外の事由で、一方の性に相当程度の不利益を与える措置で合理的理由のないもの。

②職場におけるセクシャルハラスメント対策の指針において、同性に対するセクハラが対象に含まれることを明記する

などの変更がありました。

◎詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

小規模企業共済の加入対象が
4月から一部拡大されました

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」といえます。

同制度の加入対象者の範囲が平成26年4月1日から下記のように一部拡大されました。

「宿泊業」と「娯楽業」の加入

資格(3月31日まで)常時使用する従業員数が5人以下の個人事業主、経営者(※)または会社の役員(4月1日から)常時使用する従業員数が20人以下の個人事業主、経営者(※)または会社の役員

※共同経営者は、個人事業主1人につき2人まで。

◎制度の詳しいご案内は、中小機構のホームページをご覧ください。

職場における風しん対策
ガイドラインの策定について

厚生労働省は、平成24からの風しん流行を受け、平成26年3月「風しんに関する特定感染症予防指針(厚生労働大臣告示、以下「予防指針」という)を策定しました。

この中で、特に職域における風しん対策の重要性が指摘されており、厚生労働省は事業者に対して、予防接種を受けやすい環境の整備等に関してガイドラインを定めて実施することを求めています。

ガイドラインは、職場において風しん対策を実施する場合に必要な体制、具体的手法や手順などについて現場の利便性を十分配慮したものになっています。

ガイドラインは厚生労働省のHPからダウンロードできますので、職場内、家族・友人等へ感染伝播防止にお役立てください。

新しいエネルギー基本計画が
閣議決定(資源エネルギー庁)

新しいエネルギー基本計画が、4月11日閣議決定された。

エネルギー基本計画は、エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定するもので、「安全性」「安定供給」「経済効率性の向上」「環境への適合」というエネルギー政策の基本的な方向性を示すもの。

最大の特徴は(1)2012年9月に当時の民主党政権が決めた「革新的エネルギー・環境戦略」に盛り込まれた「2030年代に原発稼働ゼロ」という方針が転換され、「重要なベース電源」と明記されたこと。(2)再生エネルギーに関しては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこと等である。

詳細は、経済産業省のHPをご覧ください。